

学齡簿

キーワード

学校、学齡簿

作成課

飯塚市学校教育課

年代

明治38年～昭和30年

分類

教育

概要

市町村(特別区を含む)の教育委員会が当該市町村の区域内に住所を有する学齡児童、学齡生徒について編製しなくてはならない表簿。市町村の教育委員会は、住民基本台帳をもとに10月1日から10月31日までの間に、次の年に小学校や中学校に入学する児童・生徒の学齡簿を作成し、毎学年の初めから5月前までに学齡簿を編製しなくてはならない。

学齡簿に記載すべき事項は、学校教育法施行規則 第三十条 学校教育法施行令第一条第一項で定められている。当館の所蔵資料は116冊、記載項目は、

氏名、住所・生年月日・学齡を終る年月日

保護者の氏名・住所・職業・児童との関係

入学したる学校又は教授者氏名

入学したる年月日、尋常小学校の教科を了りたる年月日

不就学 猶予・免除

備考

原籍地

である。



関係法令

文部省達<学事表簿取調心得>明治14(1881)年

文部省令第一四号 明治三三年(1900)八月二一日・八九条

学校教育法施行規則 (昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号)

関連文書

学籍簿、「明治30年～34年 学令児童就学その他調 長津村」(1-2-0035671)